

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目次

- ◇ 告 示  
字の区域及び名称を変更する旨の届出  
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるも  
健康保険法による保険医療機関等の指定  
健康保険法による保険医等の指定  
麻薬取締法による聴聞の実施  
土地改良法による換地処分  
道路の位置の指定
- ◇ 選管告示  
議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分  
の一の数及び三分の一の数
- ◇ 教委告示  
臨時教育委員会の招集
- ◇ 公 告  
危険物取扱主任者試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第五百七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、岩美郡福部村長から次のとおり字の区域及び名称を変更する旨  
の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域及び名称  
の変更に係る  
字の名称

同上の区域(昭和四十四年三月二十三日現在の地番による。)

大字海士字高濱

大字海士字西濱六六二、六六三、六六四の二、六六五、六  
六八から六八七まで、六八九から六九三まで、六九三の一、  
六九三の二、六九四から六九六まで、六九八及びこれらと一  
体をなす国有地、大字海士字崎濱七〇一の三、七〇二の二、  
七〇一の二、七〇一の三、七〇一の四から七〇一の八まで、  
七一一の一から七一一の九まで、七一二、七一三及びこれら  
と一体をなす国有地、大字海士字岡の全域、大字海士字葉師  
ノ上の全域、大字海士字宮ノ上の全域、大字海士字気東水八  
〇〇から八〇二まで、八〇二の一、八〇三の一、八〇三の二、  
八〇四、八〇五の一から八〇五の四まで、八〇六の一、八〇  
六の二、八〇七から八一二まで、八二三の一、八二三の二、  
八二四から八一九まで、八二〇の一から八二〇の三まで、八  
二〇の五、八二二の一から八二二の七まで、八二二、八二二  
の一、八二三の一から八二三の二まで、八二四及びこれら  
と一体をなす国有地、大字海士字宗判場の全域、大字海士字  
縣西濱の全域、大字海士字縣ノ上の全域、大字海士字和田四  
九三、大字海士字天王ノ下四九六、四九七、四九八の五及び  
これらと一体をなす国有地並びに大字海士字高濱の全域

鳥取県告示第五百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の

大字海士西濱	大字海士西濱のうち六六二、六六三、六六四の二、六六五、六六八から六八七まで、六八九から六九三まで、六九三の二、六九三の二、六九四から六九六まで、六九八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字海士字崎濱	大字海士崎濱のうち七〇一の三、七〇二の二、七〇一の二、七〇一の二、七〇一の四から七〇一の八まで、七一一の二から七一一の九まで、七一二、七二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字海士字氣東水	大字海士字氣東水のうち八〇〇から八〇二まで、八〇二の一、八〇三の一、八〇三の二、八〇四、八〇五の二から八〇五の四まで、八〇六の二、八〇六の二、八〇七から八一二まで、八一二の一、八一二の二、八一四から八一九まで、八二〇の一から八二〇の三まで、八二〇の五、八二一の二から八二一の七まで、八二二、八二二の二、八二二の二から八二三の一まで、八二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字海士字和田	大字海士字和田のうち四九三以外の区域
大字海士字天王ノ下	大字海士字天王ノ下のうち四九六、四九七、四九八の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、四四八号	田 辺 正 紀	昭和四十四年九月十二日
鳥国薬第 二二〇号	米 山 美奈代	十三日

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数
医療法人 勸誠会 米子病院	米子市日原 三一九の一	精神科、神経科、内科	理事長 松本 久	昭和四十四年 九月 一日	甲表 乙表 点数表
谷口病院	倉吉市上井町 一の二三	皮膚科、泌尿器科	谷口 充	十二日	乙表



"	"	"	"	"	"	"	"	"
二二〇の三	二二〇	一三〇の二	一三〇の地先農道	一三〇の三	二六九の二	二六九の二	地先農道	三五二
二七七								

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十四年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、七六八人  
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二九、四八八人  
 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四、七四八人  
 米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四、六八八人  
 倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一、二七八人  
 境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、七三三人  
 岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、三九五八人  
 八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、〇〇〇人  
 気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、六五五人  
 東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、〇二四八人  
 西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一、八四八八人  
 日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、四二一人

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 君野 秀三

- 一 日時 昭和四十四年十月一日 午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題 1 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について  
2 その他

## 公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第3項の規定により、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年9月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

昭和44年11月12日午前9時から

## (2) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

米子市糺町1の16 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

## 2 試験の種類

甲種危険物取扱主任者試験

乙種危険物取扱主任者試験

## 3 受験資格

消防法第13条の3第3項又は第4項に該当する者

## 4 受験手続

## (1) 受験願書受付期間

昭和44年10月6日から10月20日まで(郵送による場合は、10月20日までの消印のあるものは、有効とする。)

## (2) 提出書類

ア 受験願書

イ 3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札形のもの  
で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもので

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際免状の写しを添付するとともに免状を提示すること。

## 5 受験手数料及びその方法

(1) 受験手数料

甲種危険物取扱主任者試験を受けるものについては800円、乙種危険物取扱主任者試験を受けるものについては500円とする。

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

## 6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課